

マイナンバーカードと健康保険証の一体化による 被保険者証廃止について

令和6年8月

MBK 連合健康保険組合 適用担当

1. マイナンバーカードと健康保険証の一体化による被保険者証廃止（法改正）

今般、医療DX化推進にあたり、マイナ保険証を基盤として医療の質の向上や健康維持管理の促進を図るため、政令が閣議決定され、令和6年12月2日付で健康保険証の廃止が決定しました。

この決定に伴い、令和6年12月2日以降はマイナンバーカードを保険証登録したもの（マイナ保険証）での受診が基本となります。（現時点で既にマイナ保険証で受診することが可能です）

■マイナ保険証になることでのメリット

①より良い医療が受けられる！

●特定健診や診療の情報を医師と共有でき、**重複検査の抑制が可能**となり、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療が受けられます。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

●薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、**重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少**します。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

●旅行等の緊急時や災害時に受診する際も、**診療情報や薬の情報等が連携**されます。

②各種手続きも便利・簡単に！

●マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、**医療費控除の確定申告が簡単**にできます。

●医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」や、70歳以上の方が持参する「**高齢受給者証**」が**不要**となります。

●就職や転職後の保険証の切り替え・更新が**不要**となります。


※新しい保険者による登録手続きは必要です。

2. 保険証廃止後（令和6年12月2日以降）に受診できるパターン

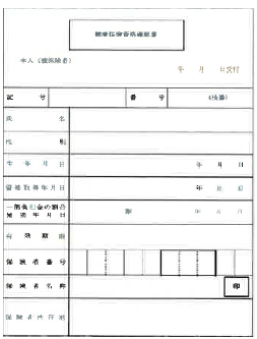
令和6年12月2日以降、医療機関等で受診するときは、黄色枠の①②のいずれかを提示します（①が基本）。医療機関等で①が使用できないとき（※1）、①に加えて③or④を提示します。

原則

① マイナ保険証



② 資格確認書




主に令和6年12月2日以降の取得者で、
①を保有していない方
(既加入者はR7.12/2~)


はがきサイズ
(厚紙)

健康保険証

令和7年12月1日まで
経過措置

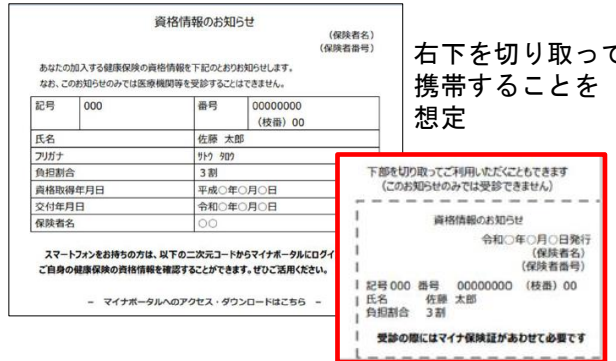


①が使用できないとき




③ 資格情報のお知らせ

右下を切り取って携帯することを想定



④ マイナポータルでの資格情報

マイナポータルアプリから画面表示



(※1) ①が使用できない場合の例

- ・資格確認端末で「資格無効」等と表示される場合
- ・資格情報端末等の機器不良等の場合
- ・オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の場合
- ・出産育児一時金等の直接支払制度を利用する助産所の場合

3. マイナ保険証の作成方法

① マイナンバーカードを取得

- A) パソコンやスマホで申請
- B) 郵便による申請
- C) 街中の証明写真機からの申請



●詳しい取得方法は下記参照
<マイナンバーカード総合サイト>
<http://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>



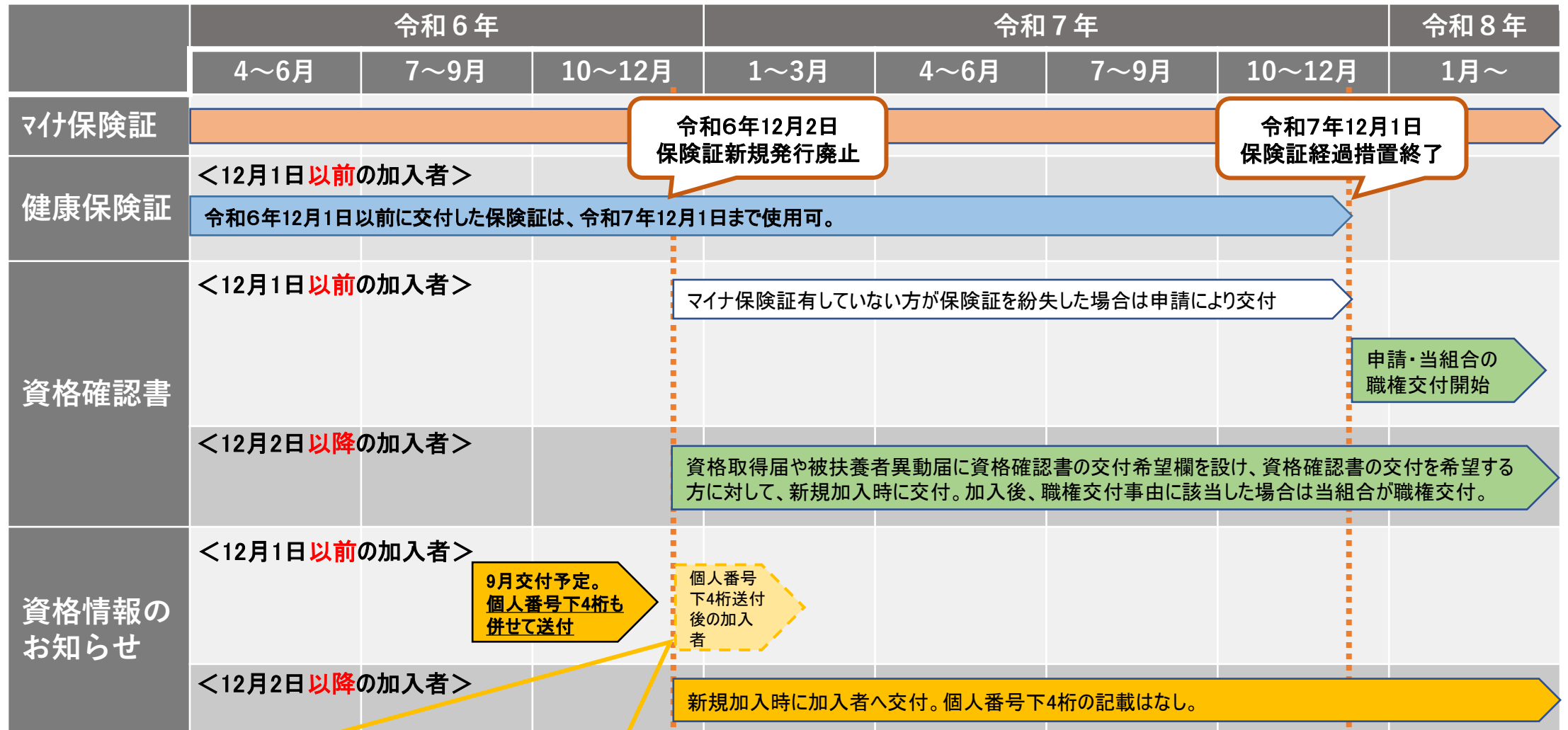
② マイナ保険証の利用登録

- A) 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- B) セブン銀行ATMから行う（セブンイレブンにあります）
- C) マイナポータル（スマホ）から行う



マイナ保険証作成完了！使用時に医療機関等のカードリーダーにかざすだけ！

4. 全体像及び全体スケジュール



※9月一斉配布以降令和6年12月1日までの加入者については、令和6年12月2日以降に個人番号下4桁を含まない資格情報のお知らせを送付する予定。

5. 令和6年12月2日の保険証廃止に向けた事業所に関連するスケジュール

(1) 令和6年9月（中旬頃）（P7～8）

「資格情報のお知らせ」を事業所経由、世帯単位で全被保険者（令和6年8月14日時点。多少前後する可能性あり）に一斉配布。

(2) 令和6年12月2日（P9）

新規の「被保険者証」発行停止（**実質11月29日受付分まで発行**）。マイナ保険証へ移行。既存の保険証は、経過措置として令和7年12月1日まで使用可。

(3) 令和6年12月2日～（P10～13）

原則、申請ベースで「資格確認書」を発行。

(4) 令和6年12月2日～（P14～15）

「資格情報のお知らせ」を事業所経由、世帯単位で全被保険者（(1)の9月一斉配布以降から12月1日加入）に一斉配布。

(5) 令和6年12月2日～（(4)と同じ）

「資格情報のお知らせ」を事業所経由、被保険者及び被扶養者（令和6年12月2日～新規加入者）に資格取得時に随時配布。

5.(1)令和6年9月の「資格情報のお知らせ」の一斉配布について

8月14日時点（多少前後する可能性あり）の加入者に対し、本年9月中旬頃に一人1枚、世帯単位で封入し、事業所経由で被保険者へ一斉配布致します。（世帯の加入者数が6名以上の場合は2つの封筒に分かれます）

<ポイント>

「資格情報のお知らせ」の目的は、

- ①マイナ保険証の券面には、氏名や被保険者記号・番号・枝番、保険者名等の基本情報が記載されないため、それらを簡便に見られるようにすること。
- ②個人番号下4桁を載せ、その確認を通じてマイナ保険証を安心してお使いいただくこと。
- ③A4用紙での発行だが、「資格情報」部分は切り離し可能（カードサイズ）。
なお、この「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。（12月2日以降、カードリーダーの故障等でマイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証と一緒に提示する。）

この一斉送付は、委託業者の「トッパン株式会社」から事業所様へ発送致します。

5.(1) 令和6年9月の「資格情報のお知らせ」の一斉配布について

令和6年9月配布の資格情報のお知らせ(個人番号あり)のイメージ

(電話番号) -----N
 N-種別-----N
 N-事業所コード-----N
 N-事業所名称-----N
 N-所属配布コード-----N
 N-所属配布名称-----N
 N-被保険者氏名-----N
 N-被扶養者氏名-----N
 N-社員コード・記号・番号・枝番-----N

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

OR

N-----N
 N-----N
 N-----N
 N-----NX
 (電話番号) XXXXXXXXXXXXXXX

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
 なお、このお知らせのみでは受診できません。

あなたの加入する健康保険の資格情報 元号99999999日時点

記号	9999	番号	99999999 (枝番) 99
氏名	N-----N		
フリガナ	X-----X		
負担割合	N-----N		
資格取得年月日	N-----+N		
保険者名	N-----+N		

あなたの個人番号(マイナンバー)
 現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は、次のとおりですのでご確認ください。
 (12桁のうち下4桁のみ表示)
 ⚠表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

個人番号	***** 9999	※12桁のうち下4桁のみ表示しています。
------	------------	----------------------

スマートフォンでの資格情報確認方法
 スマートフォンをお持ちの方は、右記の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

<マイナ保険証>が利用できない場合
 マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。
 ※右の「資格情報のお知らせ」を切り取ってご利用いただくことも可能です。

資格情報のお知らせ 元号99999999日発行

N-----N
 N-----N
 記号99999 番号99999999 (枝番) 99
 氏名N-----N
 負担割合 N-----N
 ⚠受診の際には、必ず(マイナ保険証)とあわせてご提示ください。

個人番号下4桁あり
本人に確認していただきます

切り取って携帯できる

5.(2) 令和6年12月1日までに発行済みの保険証の取り扱いについて

現行の健康保険証は、令和6年12月2日に廃止され新規発行が停止されますが、既に発行済みの保険証については、退職等で資格喪失されない限り、**経過措置として令和7年12月1日まで使用できます。**そのため、**経過措置期限までは回収義務が発生します。**

●従来の保険証の経過的取り扱い一覧

	マイナ保険証	現行の保険証			
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収	自己廃棄
R6. 12. 1まで	可	可	可	必要 (従来通り)	不可 (従来通り)
R6. 12. 2~ R7. 12. 1	可	可	不可	必要 (従来通り)	不可 (従来通り)
R7. 12. 2以降	可	不可	不可	不要	可

5. (3) 令和6年12月2日以降の「資格確認書」について

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行がなくなり、マイナ保険証での受診が基本となりますが、**マイナンバーカードを保有していない新規加入者等**には、資格取得届等による本人からの申請に基づき、事業所経由で「**資格確認書**」を発行します。

●申請に基づく発行・交付

- ・新規資格取得者でマイナンバーカード未保有者
- ・マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
- ・ベビーシッターや介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
- ・【例外】既加入者でマイナ保険証を保有せず、健康保険証を紛失した方

<ポイント>

- ・「**資格確認書**」は従来の保険証と同じ取扱いとなります。（**回収義務も発生**）
- ・新規加入時に申請がなかった方で、マイナ保険証を持っていない方等には、申請によらず当組合の職権にて資格確認書を発行します。（職権発行対象者の確認には1～2カ月程度要します。）

5.(3) 令和6年12月2日以降の「資格確認書」について

●職権に基づく発行・交付者

- ・マイナンバーカードを取得していない方（申請していない方）
 - ・マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録を行っていない方（マイナ保険証化していない方）
 - ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方 ※今後申請ベースの取り扱いに変更となる可能性あり。
 - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
 - ・マイナンバーカードの返納者
- ・令和6年12月1日までの加入者は、マイナ保険証を持っていなくても令和7年12月1日までは従来の保険証が使用できるため、前頁の【例外】の既加入者以外は、従来の保険証の経過措置期限以降の令和7年12月2日からの申請・交付開始となります。

5.(3)令和6年12月2日以降の「資格確認書」について

◇申請方法

資格取得届や被扶養者（新規・増加）届には「資格確認書の交付希望」の✓欄を設定する予定。
マイナンバーカード未保有で保険証を紛失した等の場合の申請についても、交付申請書を別途作成する予定。

書式が決定次第、後日当組合ホームページ等でお知らせいたします。

◇再交付について

再交付手数料は徴収しません。

再交付の届出様式については検討中。

5.(3) 令和6年12月2日以降の「資格確認書」について

資格確認書のイメージ

健康保険資格確認書	
本人(被保険者) _____年 月 日 交付	
記号	番号 (枝番)
氏名	
性別	
生年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
有効期限	
保険者番号	
保険者名称	
保険者所在地	

◇様式

用紙：**はがき型（厚紙）**【理由】耐久面、コスト面を考慮

有効期限：**最長5年**（令和11年12月1日まで）

【理由】業務効率を優先

記載項目：氏名、性別、生年月日、被保険者記号・番号・枝番、保険者番号、保険者名、保険者所在地、資格取得年月日、交付年月日、一部負担金の割合及び発効期日（※1）、有効期限、被保険者氏名（被扶養者のみ）

**すなわち「一部負担金の割合及び発効期日」以外は
現行の保険証と同じ**

※1 一部負担金の割合及び発効期日については、基幹システムの改修状況により変更となる可能性あり。

5.(4)(5)令和6年12月2日以降の「資格情報のお知らせ」について

令和6年12月2日以降は、「資格情報のお知らせ」は下記通り配布します。

- ① **9月一斉配布以降12月1日までの加入者に対し、本年12月2日以降に事業所経由で被保険者へ一斉配布。**（発送方法等については未定）

＜ポイント＞

- ・ 目的は9月の一斉配布と同じだが、個人番号の下4桁が記載されないため、確認ありません。

- ② **12月2日以降に加入した被保険者及び被扶養者に対し、資格取得時に事業所経由で随時配布。**

＜ポイント＞

- ・ 個人番号の下4桁が記載されないため、確認ありません。
- ・ 「資格確認書」保有者への配布は検討中。

5.(4)(5)令和6年12月2日以降の「資格情報のお知らせ」について

令和6年12月2日以降の資格情報のお知らせ（個人番号なし）のイメージ

資格情報のお知らせ


(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくことができます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

切り取って携帯できる

6. 事業所ご担当者様へのお願い

①本年9月及び12月に一斉配布する「資格情報のお知らせ」の被保険者への配布にご協力をお願い致します。

②新規取得者については、入社時までマイナンバーを収集し、資格取得届及び被扶養者（新規・増加）届に正確にマイナンバーを記載して5日以内にご提出ください。

これは健康保険法施行規則上の義務であり、同届出にマイナンバーの記載がないと加入者がすぐにマイナ保険証を使用することができず、また医療機関等で資格情報等が確認できないため、受診に支障をきたす可能性があります。

マイナンバーの収集業務を社労士等に委託している場合も、同じ運用ができるようご検討をお願い致します。

③新入社員も含め、従業員の皆様にマイナンバーカードを保険証登録すること、また医療機関等受診の際はマイナ保険証で受診するよう積極的に呼びかけをお願い致します。

当組合ホームページにもマイナ保険証に関する情報を載せておりますので、是非ご活用ください。

(参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

名称	①マイナ保険証	②資格確認書	③資格情報のお知らせ
形状	マイナンバーカード	はがきサイズの厚紙	A4コピー用紙
取得方法	マイナンバーカードを入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6. 12. 2～ 新規加入者は、原則資格取得届等提出時に申請 ・ R7. 12. 2～ R6. 12. 2以前の加入者は、申請または当組合の職権で発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6. 12. 2～ 新規加入者は、資格取得時に自動送付 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ R6. 8月14日時点（多少前後する可能性あり）の加入者：本年9月に一斉配布【個人番号あり】 ・ 9月の一斉配布以降12月1日までの加入者：本年12月2日以降に一斉配布予定【個人番号なし】 </div>
使用目的	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	マイナンバーカード未保有者が医療機関等を受診するとき	<ul style="list-style-type: none"> A) カードリーダーが使えない医療機関等を受診するとき B) 自身の記号番号等の情報を確認するとき（例えば、当組合に届出をするとき等）
使用方法	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り	医療機関等に提示	A) の場合、マイナ保険証と資格情報のお知らせをセットで提示（資格情報のお知らせのみでは受診不可）